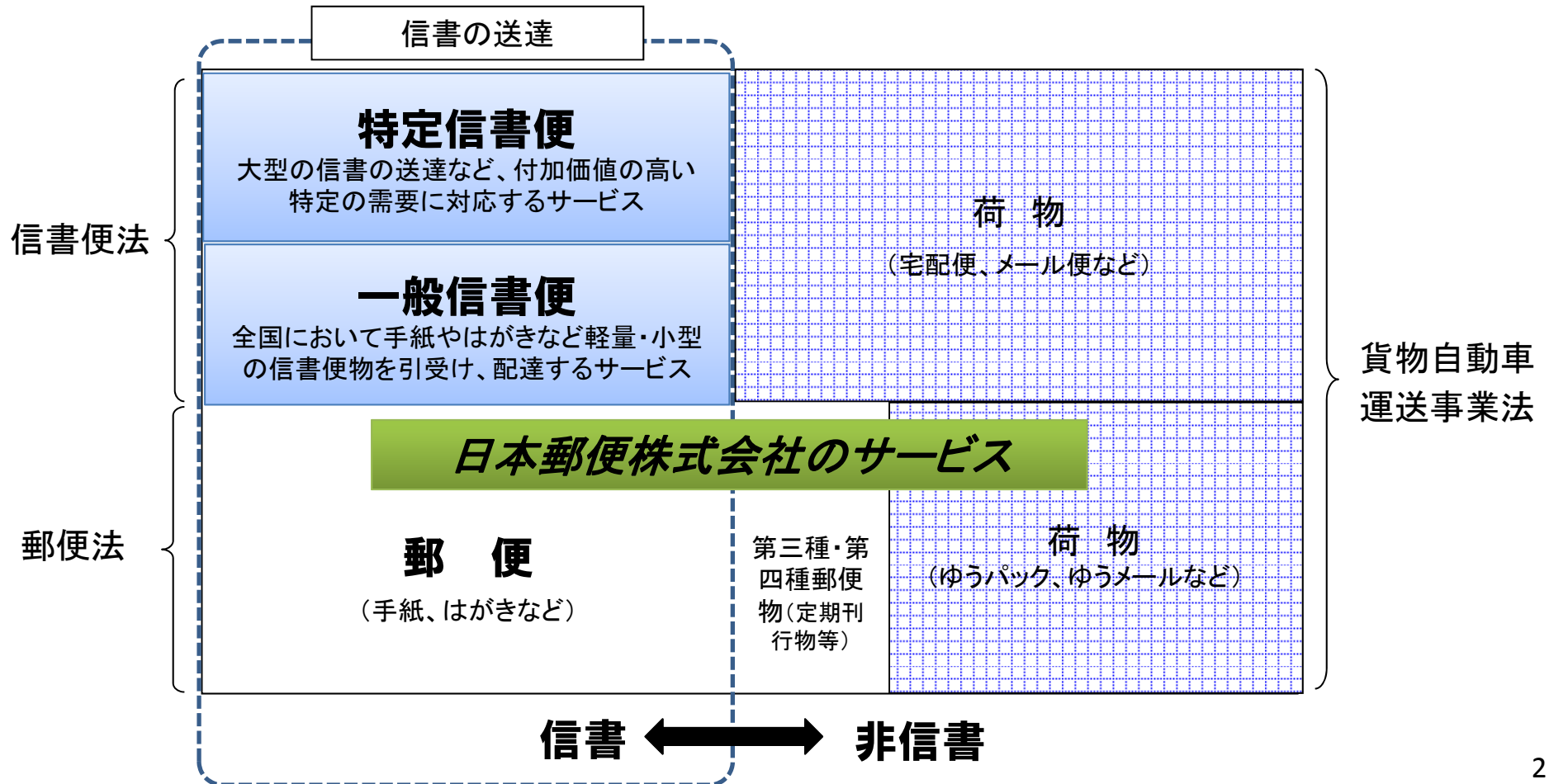


信書便事業について

平成 2 5 年 4 月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部

信書便事業と郵便の関係

- 平成15年4月の信書便法※施行により、国の独占とされてきた信書※の送達について、全面的に競争原理を導入。
 ※信書便法＝民間事業者による信書の送達に関する法律
 ※「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書と規定〔郵便法4条2項、信書便法2条1項〕
- 郵便は、郵便法に基づき、ユニバーサルサービスの提供義務を課し、日本郵便株式会社が引き続き提供
- 信書便事業には、「全国全面参入型の一般信書便事業」と「特定のサービスのみを提供する特定信書便事業」の2種類がある。



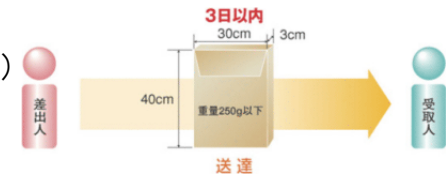
信書便事業の概要

一般信書便事業

- 手紙やはがきなど、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能なる事業

このため、全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるよう、次の条件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金
- (2) 最軽量の場合※については、80円以下の料金 ※25g以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4) 週6日以上での配達



特定信書便事業

- 付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務

- 1 大きい又は重いサービス(1号役務)
長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの
- 2 早いサービス(2号役務)
信書便物が差し出されたときから3時間以内に当該信書便物を送達するもの
- 3 高いサービス(3号役務)
料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は1,000円)を超えるもの

- ・ 郵便のユニバーサルサービス確保のために、新規参入事業者によるクリームスキミング(いいところどり)を防ぐ参入条件
- ・ 平成24年5月に成立した改正郵政民営化法において、日本郵便株式会社に、郵便の役務を将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する責務が課されている。

◎郵政民営化法(平成17年法律第97号)

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

一般信書便と郵便の制度比較

○ 一般信書便事業と郵便は、ほぼ同等の義務を課されている。

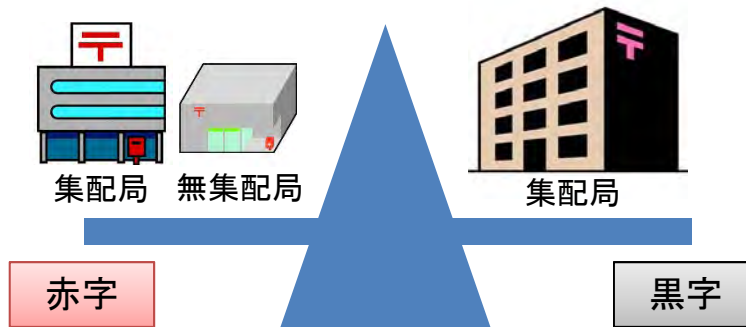
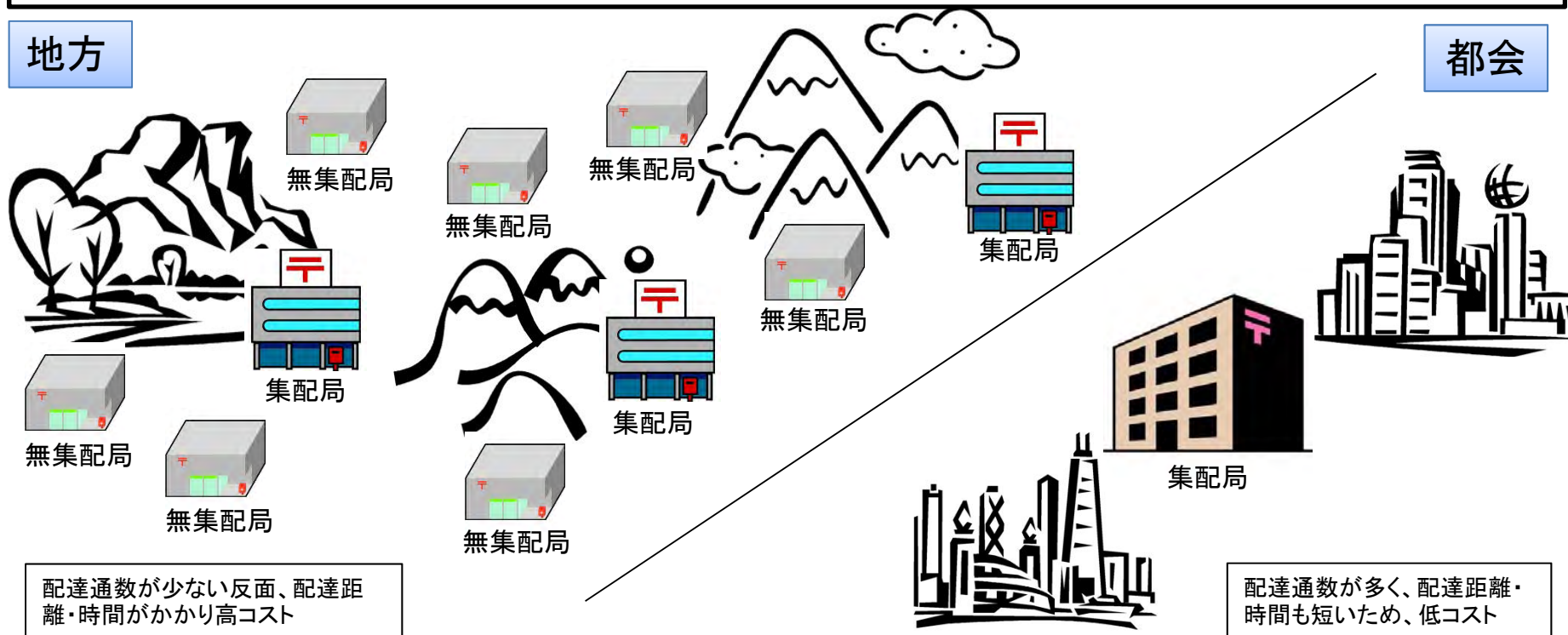
	一般信書便	郵便
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出※はともに許可制 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。 〔信書便法6条、15条〕	郵便の役務の提供義務（郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。） 〔郵便法2条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物 〔信書便法2条4項1号〕	・郵便物（長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下） 〔郵便法15条〕 ・特殊取扱（書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達） 〔郵便法44条〕 ・国際郵便 〔万国郵便条約〕
引受の方法（差出箱の設置等）	信書便差出箱の設置義務 〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定（市町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置） 〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務 〔郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定（約18万本） 〔郵便法施行規則30条2項〕
送達速度	差し出された日から原則3日以内 〔信書便法2条4項2号、同法施行規則3条〕	差し出された日から原則3日以内 〔郵便法70条3項4号〕
配達日	原則1週間につき6日以上 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条〕	原則1週間につき6日以上 〔郵便法70条3項3号〕
提供区域	全国〔信書便法1条、9条2号〕	全国〔郵便法1条〕
料金	・全国均一料金（長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物） ・25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定（80円） ※ 定形郵便物と同様のもの 〔信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条〕	・全国均一料金 ・25g以下の第一種郵便物（定形郵便物）の料金の上限は総務省令で規定（80円） 〔郵便法67条2項、同条4項〕
政策的に低廉な料金	任意	第三種、第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物の料金より低いこと 〔郵便法67条4項2号〕
営業所	任意	郵便局の全国あまねく設置義務 〔日本郵便株式会社法6条〕

クリームスキミングのイメージ

○ 郵便事業は、地方の赤字を都会の黒字で補填することにより、収支相償うようになっており、信書便事業者のクリームスキミング的参入は、都会部分のみの参入を認めることとなり、郵便事業のあまねく公平なサービスの提供を妨げるもの。

地方

都会



「信書」とは

○「信書」とは「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」。

「特定の受取人」=差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者

「意思を表示し、又は事実を通知する」=差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること

「文書」=文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

信書に該当する文書の例

- 書状
- 請求書の類
類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
- 会議招集通知の類
類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
類例：免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
類例：印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本
- ダイレクトメール
・文書自体に受取人が記載されている文書
・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書の例

- 書籍の類
類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
- カタログ
- 小切手の類
類例：手形、株券
- プリペイドカードの類
類例：商品券、図書券
- 乗車券の類
類例：航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
類例：キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
・専ら街頭おける配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

信書に関する周知広報活動

○ 総務省では、信書便事業、信書に関する周知広報活動を実施。

1 一般向けポスター・チラシ等での周知活動

- (1) 「信書に該当する文書に関する指針」パンフレットの配布(H15～)
- (2) 信書・信書便制度周知用ポスターの掲出(H22～)
掲出先：総務本省、総合通信局、都道府県、特別区、
全市、信書便事業者、郵便局
- (3) 信書・信書便制度周知用チラシの配布(H22～)
- (4) 総務省ホームページ「信書の送達についてのお願い」への掲載(H21～)
- (5) 総務省広報誌における記事掲載(H21～)



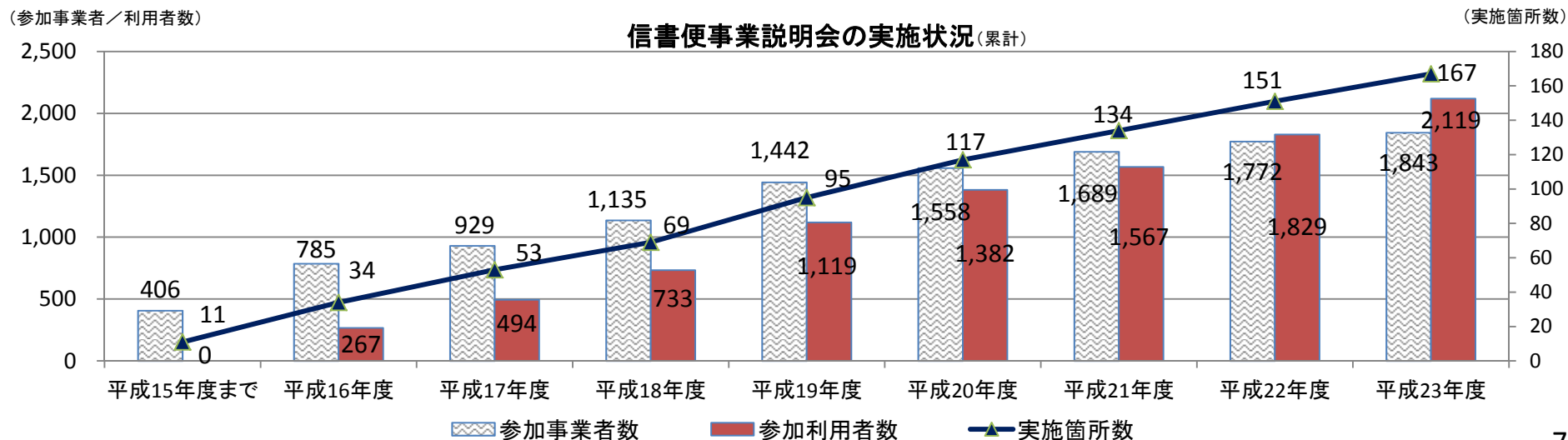
「信書に該当する文書に関する指針」パンフレット



信書・信書便制度周知用ポスター・チラシ
(平成25年度版)

2 信書便事業説明会及び個別訪問活動の実施

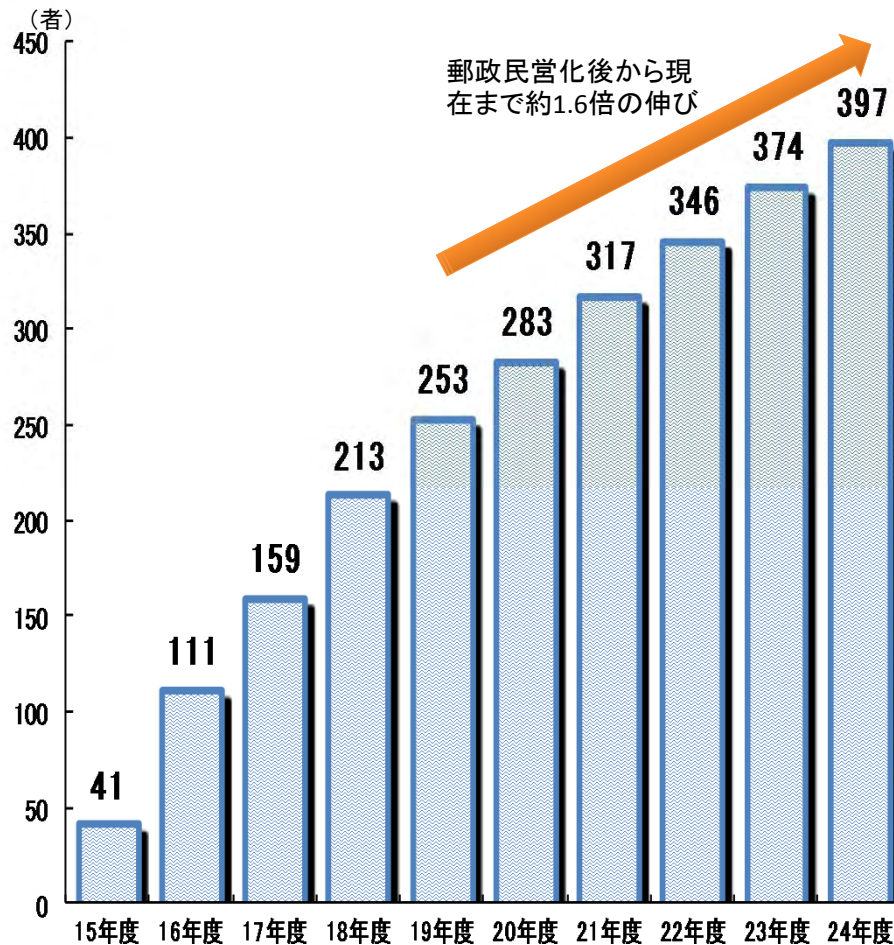
- (1) 全国各地において、信書便事業説明会を実施し、信書便の利用・信書便事業への新規参入を働きかけ。
- (2) 地方自治体、大口利用者等を個別に訪問し、信書便の利用を働きかけ(H19～)。



信書便事業参入事業者数の推移

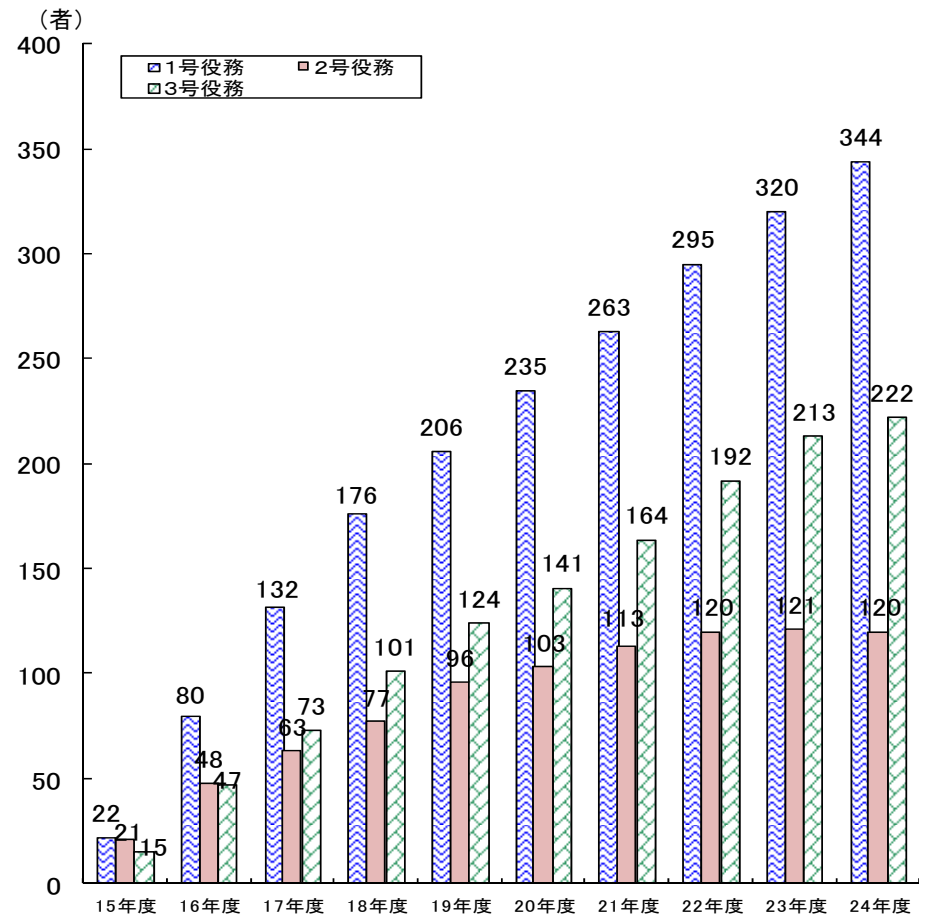
- 特定信書便事業への参入は平成24年度末時点で397者。毎年30者前後が新規に参入。
- 1号役務と3号役務の参入は増えているが、2号役務の参入は横ばいの状態。

(1) 特定信書便事業参入事業者数の推移



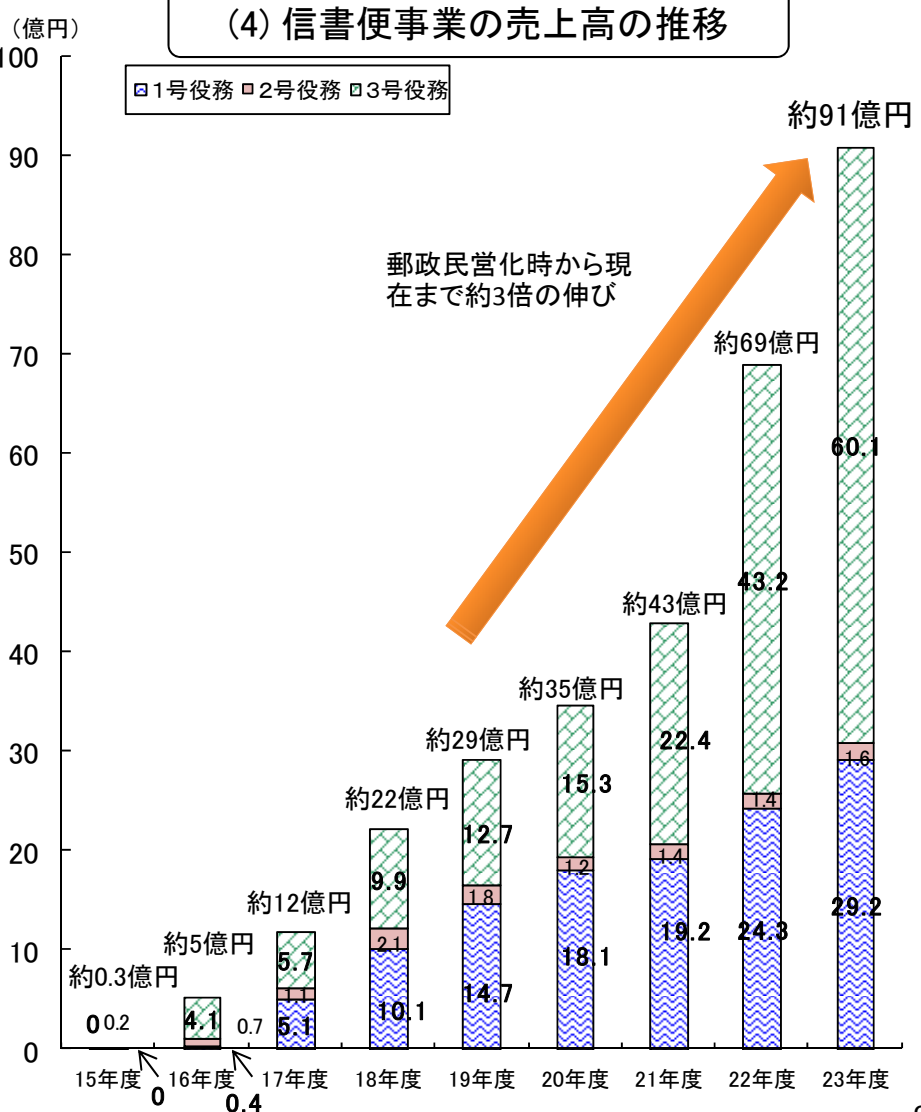
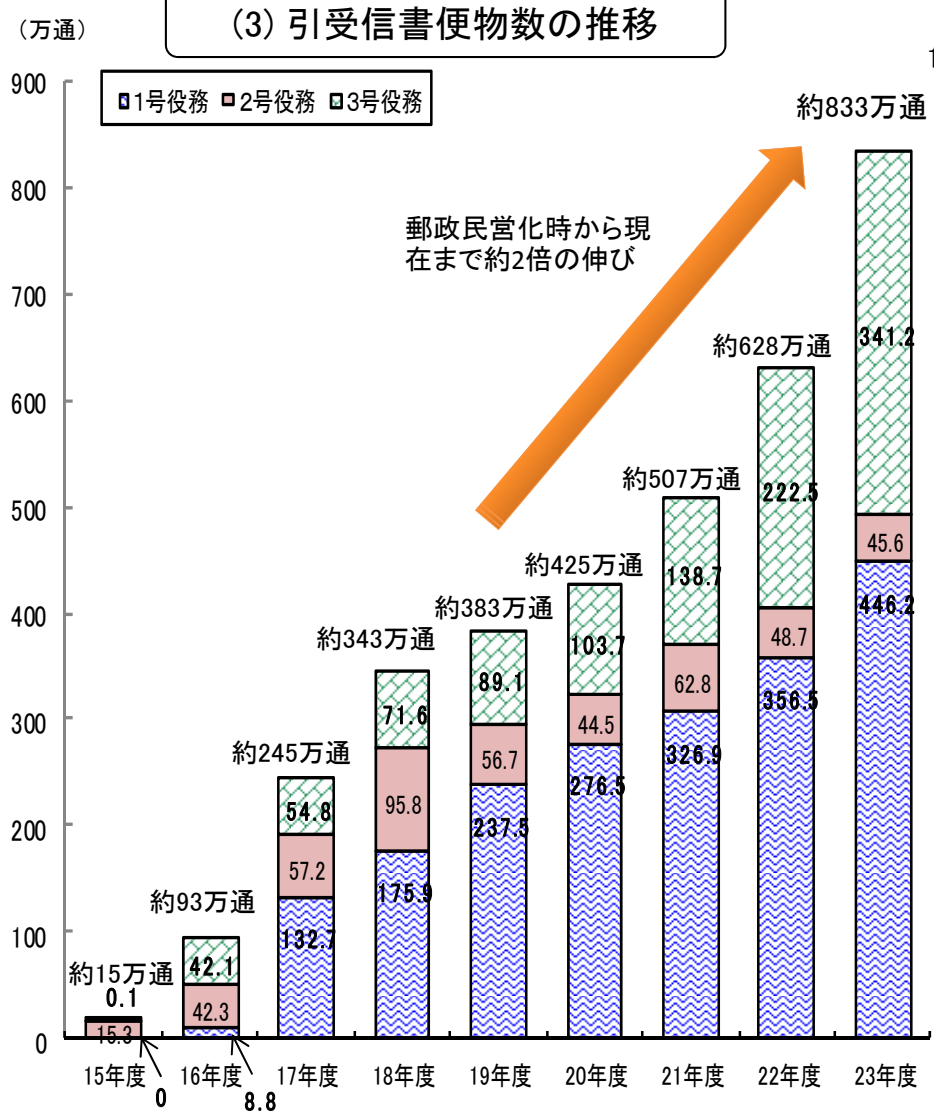
(2) サービス種類別・参入事業者数の推移

(注) 複数のサービスを提供する事業者があるため、参入事業者数と一致しない。



引受信書便物数・売上高の推移

- 平成23年度の引受信書便物は約833万通で、対前年度比1.3倍。
- 平成23年度の信書便事業の売上高は約91億円で、対前年度比1.3倍。3号役務の伸びが顕著。



特定信書便役務とその導入事例①

- 平成15年4月の信書便制度の導入により、以下のサービスが民間事業者の創意工夫によって提供されるようになり、利用者利便の向上に貢献している。

大型信書便役務

- 市町村合併で市域が拡大した市役所の本庁・支所等間の公文書集配業務の委託が可能に。行政経費の削減とコンプライアンス遵守に役立っている。

(導入事例)

- ・神奈川県相模原市では、平成22年度の政令市への移行に伴い、本庁と区役所・出先機関との間の信書便物の集配業務を特定信書便事業者へ委託。

- 企業の本店・支店間の信書の巡回・定期集配業務をアウトソーシングし、コンプライアンスを遵守。

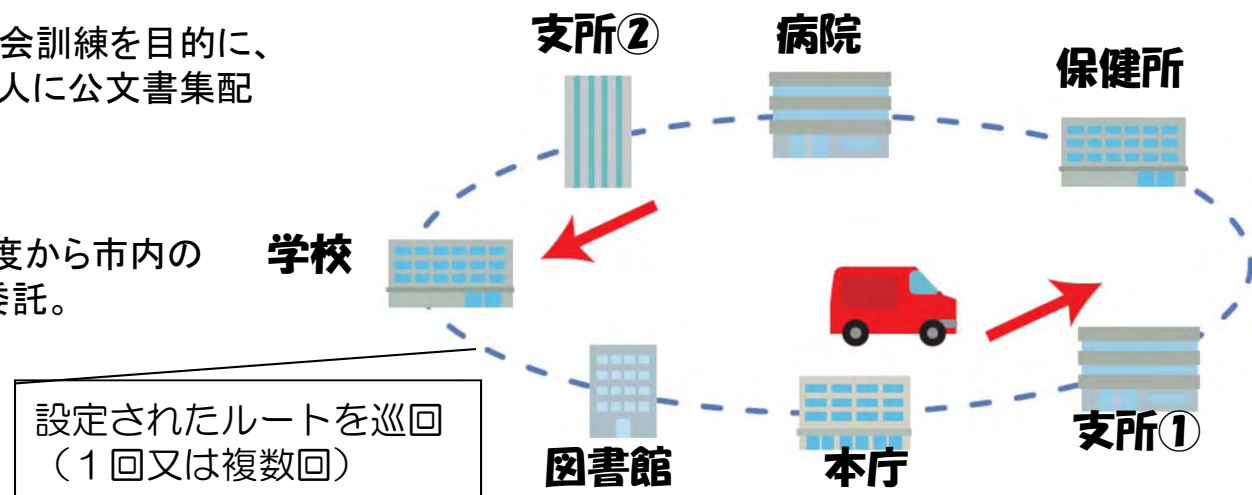
(導入事例)

- ・平成21年4月から、大手自動車グループが、グループ内の工場等との間の信書便物の送達を特定信書便事業者へ委託。貨物と混載して信書便物の送達が可能に。

- 知的障がい者の工賃アップと社会訓練を目的に、市役所が社会福祉法人やNPO法人に公文書集配業務を委託。

(導入事例)

- ・佐賀県伊万里市では、平成19年度から市内のNPO法人に公文書集配業務を委託。



特定信書便役務とその導入事例②

3時間役務

- バイク等で、ビジネス文書を3時間以内に急送。近距離の信書急送需要に対応。
(導入事例)
 - ・都内の不動産仲介業や証券会社、広告・出版業界が、急ぎの請求書、領収書、見積書の送達にバイク便や自転車便を利用。

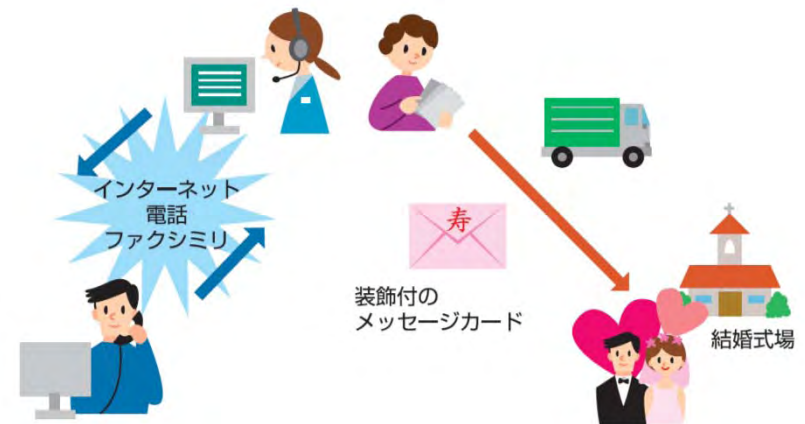


高付加価値役務

- ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。冠婚葬祭需要の多様化に対応。
(導入事例)
 - ・顔写真等の画像を取り込む等の斬新な装飾を施して、お祝いやお悔やみのメッセージを送付するサービスを提供。



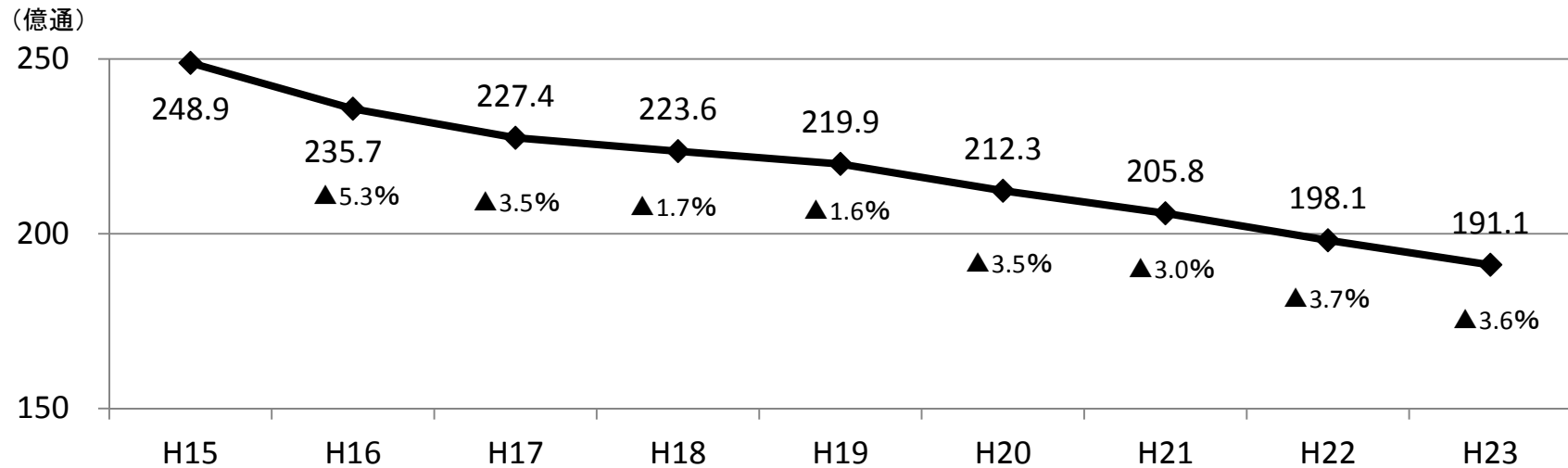
電報類似サービスの流れ



郵便物数の推移

○ 平成23年度の郵便物数は約191億通で、前年度比で3.6%減少しており、依然として減少傾向。

郵便物数の推移



郵便物数(種類別)の推移

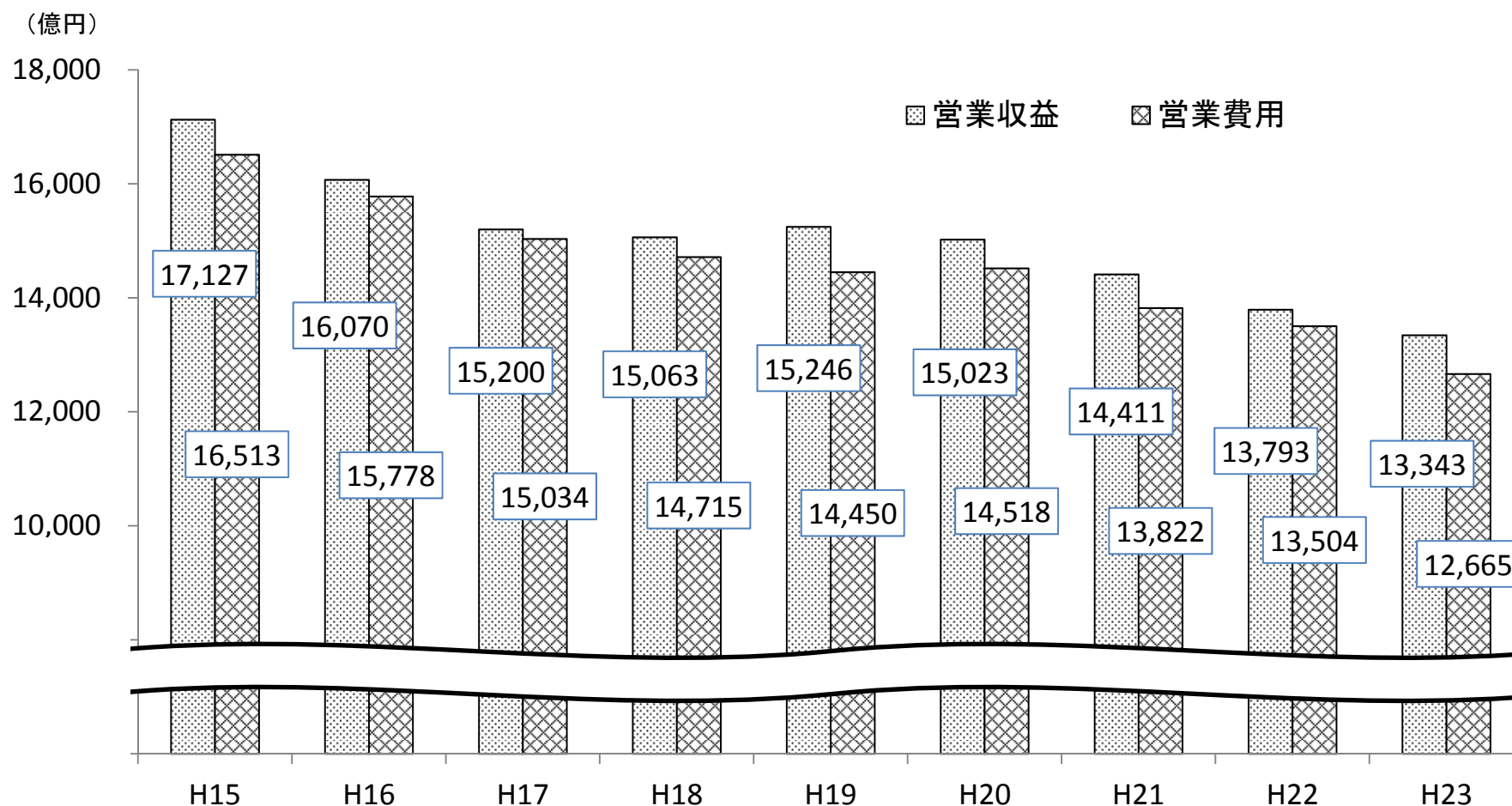
単位: 百万通

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
第一種郵便物	12,335	11,658	11,194	11,048	10,729	10,332	9,915	9,319	8,913
第二種郵便物	11,029	10,575	10,267	10,046	10,028	9,780	9,767	9,659	9,387
第三種郵便物	857	687	624	588	533	450	347	298	275
第四種郵便物	41	35	31	30	27	26	25	24	24
特殊取扱郵便物	543	538	550	573	604	571	467	458	460
国際郵便物	84	81	78	76	73	69	61	54	49
合計	24,889	23,575	22,744	22,360	21,995	21,228	20,583	19,812	19,108

郵便事業の収支の推移

○ 郵便物数が減少を続ける中、経営効率化等により、郵便事業単体では営業費用が営業収益を上回ることなく、毎年度黒字を確保。

郵便事業の収支の状況



郵便のユニバーサルサービスの範囲(①対象サービス(法令の規定)) (参考1)

○ 以下の郵便サービスについて、ユニバーサルサービス提供が義務づけられている。

サービスの範囲																	
対象 サービス	<p>【郵便法に基づき提供される郵便サービス】</p> <p>○内国郵便</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">大きさ(注1)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">重さ(注1)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">最大</th> <th style="text-align: center;">最小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種郵便物 (書状等)</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;"> ①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可 </td> <td style="text-align: center;">4kg以下</td> </tr> <tr> <td>第二種郵便物 (郵便葉書)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>第三種郵便物 (定期刊行物)</td> <td style="text-align: center;">1kg以下</td> </tr> <tr> <td>第四種郵便物 (盲人用点字等)</td> <td style="text-align: center;">1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能</p> <p>(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下</p> <p>○国際郵便(通常(書状2kg以下、点字:7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下)</p> <p>○郵便物の特殊取扱(義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達 (内容証明及び特別送達については郵便認証司による認証を行う)</p>		大きさ(注1)		重さ(注1)	最大	最小	第一種郵便物 (書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下	第二種郵便物 (郵便葉書)	-	第三種郵便物 (定期刊行物)	1kg以下	第四種郵便物 (盲人用点字等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
	大きさ(注1)		重さ(注1)														
	最大	最小															
第一種郵便物 (書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下														
第二種郵便物 (郵便葉書)			-														
第三種郵便物 (定期刊行物)			1kg以下														
第四種郵便物 (盲人用点字等)			1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下														

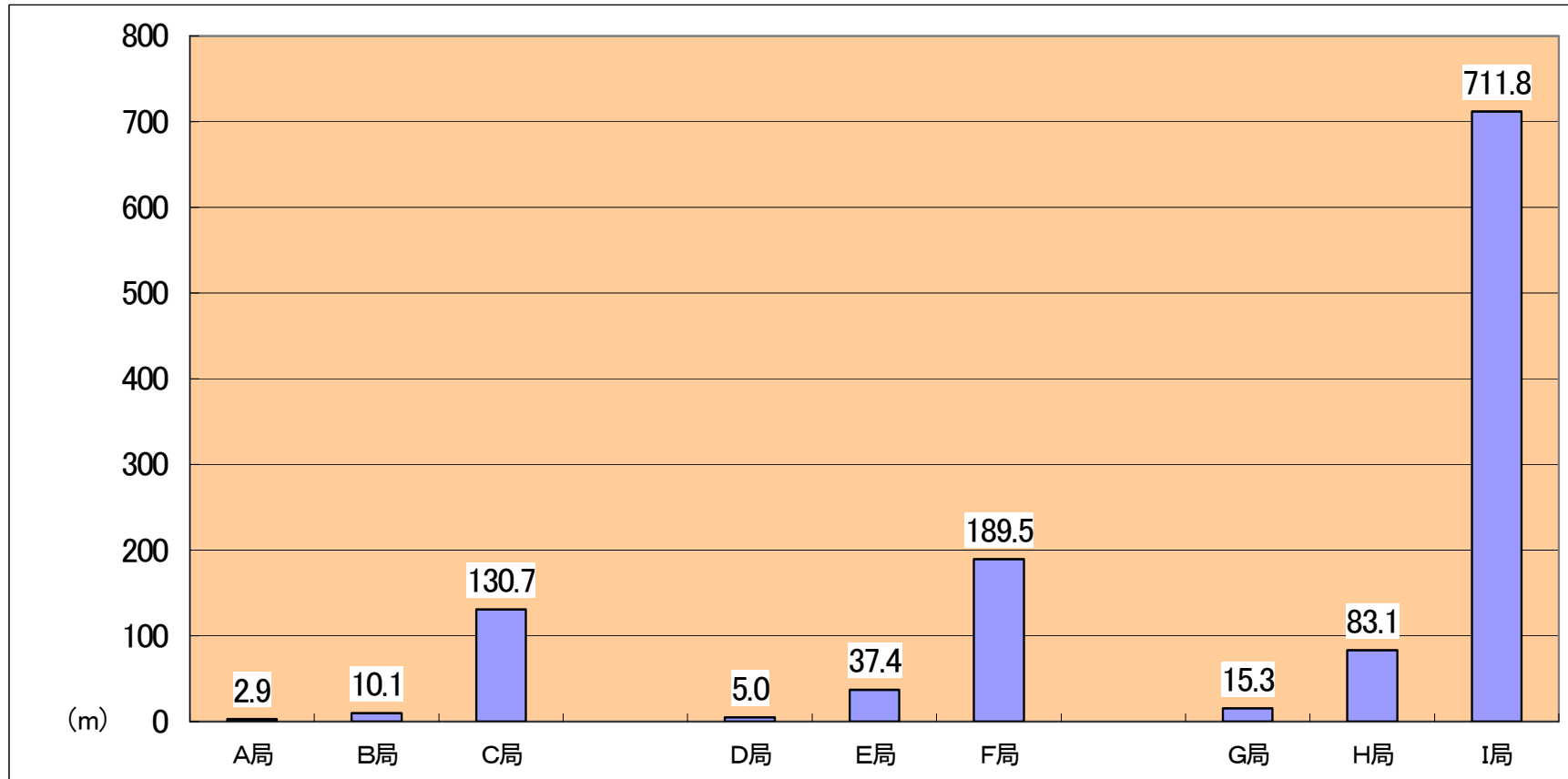
郵便のユニバーサルサービスの範囲(②サービス水準(法令の規定))

○ 法令により、ユニバーサルサービスの水準は、以下の水準とされている。

	サービス水準
引 受	<p>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】 <small><郵便法第70条、施行規則第30条(郵便業務管理規程の認可基準)></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政公社法施行時(15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本) ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること
	<p>【郵便局の設置】<small><日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条1項~3項></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること
料 金	<p>【全国均一料金でなるべく安い料金】<small><郵便法第67条、施行規則第23条></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料金の事前届出制(第3種、第4種郵便物の料金は認可制) ・最軽量(25g以下)の場合については、80円以下の料金
配 達	<p>【週6日 原則1日1回の配達】<small><郵便法第70条、施行規則第30条></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと
	<p>【(差し出された日から)原則3日以内に送達】<small><郵便法第70条、施行規則第30条></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 <ul style="list-style-type: none"> ▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内 ▶上記以外の離島 5日以内
	<p>【全国あまねく戸別(あて所)配達】<small><郵便法第70条、施行規則第30条></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の方法により配達できない交通困難地※あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること ※冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域

日本郵政公社時代(平成16年度)の地域別郵便局の配達効率 (参考2)

○ 大都市は配達効率が高いが、地方は配達効率が低くなっている。



	大都市の例 (東京都)		
郵便局名	A局 (普通局)	B局 (普通局)	C局 (集特局)
1通あたりの作業距離(m)	2.9	10.1	130.7

	平均的都道府県の例 (奈良県)		
郵便局名	D局 (普通局)	E局 (普通局)	F局 (集特局)
1通あたりの作業距離(m)	5.0	37.4	189.5

	配達物数の少ない都道府県の例 (岩手県)		
郵便局名	G局 (普通局)	H局 (普通局)	I局 (集特局)
1通あたりの作業距離(m)	15.3	83.1	711.8

◎ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの

二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの

三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

（郵便法の適用除外）

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合

- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合（事業の許可）

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の料金（総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。）。
 - 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
 - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
- 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）（抄）

（一般信書便役物の三日以内の送達日数に算入しない日）

第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- 二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）

（一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 二週間
- 二 前号以外の離島 五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）

（信書便差出箱の基準）

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

- 一 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- 二 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- 三 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。
- 四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

（信書便物の引受けの方法の基準）

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあつては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。

イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・○○○五

- ロ 人口が十万人以上である市（イに該当するものを除く。） ○・〇〇〇六
- ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇〇八
- ニ 人口が二万五千人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇一二
- ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九

二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

（信書便物の配達の方法の基準）

第十条 法第九条第二号口の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。

イ 祝日法による休日

ロ 年末年始の休日

ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達の実務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）

二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をそのあて所に配達することができること。

（料金の届出）

第二十条 法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定日

三 変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由

2 前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（以下この項及び次条において「付加役務」という。）を提供する場合にあっては、一般信書便物の送達の役務に係る料金（次条において「送達料金」という。）と付加役務に係る料金とを区分して記載するものとする。

（法第十六条第二項各号の基準を適用しない料金）

第二十一条 法第十六条第二項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

(料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。
- 二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
 - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
 - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

◎ 郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

第一条（この法律の目的） この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が行う。

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

2 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

3 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

4 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。